

日時・場所	令和8年2月16日（月）13時30分～ 庁議室
出席者	櫻本市長、辻議会事務局長、井狩政策調整部長、小池政策調整部政策監、川尻総務部長、磯口市民部次長、井出健康福祉部長、北田健康福祉部政策監、駒井健康福祉部政策監、布施都市建設部長、西野環境経済部次長、田中教育部長、事務局

1. 開会

<市長指示事項等>

- ・2月13日にいじめ問題対策連絡協議会が開催され、私と教育長そして教育委員会の職員が出席した。会議においては、いじめ問題に対する取組等の報告が行われたが、その中で学校では対策を行っているものの、市として対策が不十分ではないかという指摘を受けた。その背景として、いじめ問題に対し学校は慎重に対応しているが、児童・生徒の保護者の理解が不足している傾向があるというものである。ついては、教育現場だけではなく市全体で対策出来るよう検討する必要があることから、各部局から情報提供や意見をいただきたい。
- ・野洲駅南口広場にて約2ヶ月半実施されていた「イルミネーションパーク YASU」が終了した。環境経済部及び政策調整部、さらに様々な立場の職員の皆さんに協力いただき深く感謝する。市民からは良い意見をいただく一方で課題も見えてきたことから、課題を整理し、今後の駅前の活用につなげてほしい。

2. 議題

【報告事項】

- ① 法定外公共物（用悪水路）所有権確認請求事件第一審判決の概要と今後の対応について
令和6年8月13日付けで訴訟提起され、市が応訴している法定外公共物（用悪水路）所有権確認請求事件について、第一審判決の概要と今後の対応について報告する。

<共有>

- ・本件は、原告が、当該用悪水路の所有権について、民法第162条に基づき、他人の土地を一定期間占有することで、その土地の所有権を取得できるという時効取得の規定のうち、10年（短期取得時効）及び20年（長期取得時効）のどちらも該当すると主張されたことに対し、市が応訴し、令和8年2月6日の大津地方裁判所における第一審判決で市が敗訴したものの、本判決は不服であり控訴するもの。

3. 次回部長会議の予定

2月24日（火）9時00分～ 庁議室

4. 閉会